

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	18-1
処分の種類	診療施設の使用制限命令等			
根拠法令条例等・条項	獣医療法第6条			
処分の概要	診療施設の構造設備が基準に適合していないと認めるとき、または管理者が遵守すべき事項を遵守していないと認めるときに、期限を定めて使用の制限、禁止等を命ずる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】獣医療法 (診療施設の構造設備の基準) 第四条 診療施設の構造設備は、農林水産省令で定める基準に適合したものでなければならない。 (診療施設の管理) 第五条 開設者は、自ら獣医師であつてその診療施設を管理する場合のほか、獣医師にその診療施設を管理させなければならない。 2 前項の規定により診療施設を管理する者(以下「管理者」という。)が、その構造設備、医薬品その他の物品の管理及び飼育動物の収容につき遵守すべき事項については、農林水産省令で定める。 (診療施設の使用制限命令等) 第六条 都道府県知事は、診療施設の構造設備が第四条の基準に適合していないと認めるとき、又は診療施設に関し前条第二項に規定する事項が遵守されていないと認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を行うべきことその他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>1の基準に適合していないと認めるとき、または2を遵守していないと認めるとき。</p> <p>1 診療施設の構造基準 獣医療法第4条、獣医療法施行規則(平成4年8月25日 農林水産省令第44号)第2条及び第7条の規定による基準 2 管理者が遵守すべき事項 獣医療法第5条、獣医療法施行規則第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条及び第20条の規定による事項</p>			
基準の制定根拠	—			